ACSES ニュースレター_２３６９号（2022 年 8 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇宮崎県延岡市　旭化成レオナ繊維工場で火災<Web 報道>
◇タンカーと貨物船が衝突　和歌山・串本沖、油流出<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・山林で爆発音、横浜市泉区　東電の送電設備、トラブルか／高圧線と樹木近接し放電か　横浜の山林爆発音<Web 報道>
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(除湿機)<消費者庁>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・宇宙ごみ死傷確率「10%」　地上落下、今後 10 年推定<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・26道府県議会がBCP策定　災害、感染症拡大時も審議<Web報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 62 号）<官報>
[4] 健康安全
◇NZ「たばこのない国」へ　子ども生涯喫煙禁止の法改正案<Web 報道>
[5] 食品安全衛生関係
◇特別用途食品の表示許可について<消費者庁>
[6] 廃棄物関係
◇廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可（令和３年）について<環境省>
◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（令和 3 年）について<環境省>
[7] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　１件　[公募結果、意見募集結果]　２件　[調査結果]　１件　[統計資料]　２件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　４件　[開催記録、報告、資料等]　２件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　◇その他：３件

芙蓉（フヨウ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇宮崎県延岡市　旭化成レオナ繊維工場で火災

＜FNN プライムオンライン　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/405133

18 日午後、旭化成のレオナ繊維工場で火事がありました。

消防などによりますと 18 日、午後 3 時ごろ延岡市長浜町にある旭化成のレオナ繊維工場で火事がありました。火は約 2 時間後に消し止められ、けが人はいませんでした。工場内の配管が燃えていたということで警察が火事の詳しい原因を調べています。旭化成では今年 4 月にもベンベルグ工場で火事が起きています。

◇タンカーと貨物船が衝突　和歌山・串本沖、油流出

＜共同通信　2022 年 8 月 20 日＞　https://nordot.app/933544246188490752?c=39546741839462401

20 日午前 2 時ごろ、和歌山県串本町大島の南約 3.5 キロの沖合で、岡山県浅口市の海運会社が所有するケミカルタンカー「菱心丸」（595 トン）と、ベリーズ船籍の貨物船「XIN　HAI　99」（2972 トン）が衝突した。貨物船から油が流出した。けが人はいない。

串本海上保安署によると、タンカーの船首部分と貨物船の右舷側後部が衝突した。タンカーは兵庫県の神戸港から茨城県の鹿島港に向けて航行中で、積み荷はなかった。貨物船は神奈川県の川崎港から福岡県の若松港へ鋼材を運搬中だった。署は油の除去作業を進めるとともに事故原因を調べる。

◇その他の事故、事件

・山林で爆発音、横浜市泉区　東電の送電設備、トラブルか

＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933192303306031104?c=39546741839462401

19 日午前 10 時 5 分ごろ、横浜市泉区岡津町付近の山林で「爆発音がした」と近隣住民から 119 番があった。神奈川県によると、送電設備のトラブルがあったとの情報がある。県警や消防によると、けが人は確認されていない。

東京電力パワーグリッドは「泉区岡津町付近から延びる送電線で一時電力が遮断した」と説明。原因を調べている。爆発音との関係は不明としている。

消防車やヘリコプターが出動し、近隣住民が不安そうに見守った。近所の女性は「ドーンとものすごい音が聞こえた。裏山の方から煙が上がっているのが見えた」と話した。

・高圧線と樹木近接し放電か　横浜の山林爆発音

＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933282899830538240?c=39546741839462401

横浜市泉区の山林で発生した爆発音について、神奈川県警は 19 日、山中の高圧線に樹木が近接して放電し、火花などが生じる「スパーク」が原因だった可能性があると明らかにした。高圧線を管理する東京電力パワーグリッドなどが経緯を調べている。

県警や市消防局によると、山中の送電鉄塔の近くで、幹が裂け、焦げたような跡がある木が見つかっており、電気が流れたとみられる。通常は周辺の樹木が切られているが、今回は管理が間に合わず近接した可能性がある。火災は確認されず、けが人もいなかった。

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(除湿機)

＜消費者庁　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029784/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220819_01.pdf

特記事項:アイリスオーヤマ株式会社が輸入した除湿機のリコール(無償点検・修理)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件

（うちガストーチ２件)

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：３件

（うち運動器具（チューブを使用した運動器具）１件、自転車１件、除湿機１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件

（うちルーター（パソコン周辺機器）１件、ポータブル電源（リチウムイオン）２件、
リチウム電池内蔵充電器２件、エアコン（室外機）１件、重石１件、電子レンジ１件）

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・宇宙ごみ死傷確率「10%」　地上落下、今後 10 年推定

＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933149520369713152?c=39546741839462401

人工衛星を打ち上げた際に使ったロケットの残骸などのスペースデブリ（宇宙ごみ）が今後 10 年間で、地上に落下して死傷者を出す確率が 10%に上るとの分析結果を、カナダ・ブリティッシュコロンビア大の研究チームが 19 日までに明らかにした。宇宙開発の進展に伴い、近年ロケットの打ち上げ回数は増加。リスクが累積し以前考えられていたより危険度が高まっていることが示された形だ。

宇宙ごみは運用を終えたロケット本体や人工衛星の総称で、数ミリからバス程度の大きさのものもある。

□***大災害、原発事故対策***

[大災害対策]

・26 道府県議会が BCP 策定　災害、感染症拡大時も審議

＜共同通信　2022 年 8 月 20 日＞　https://nordot.app/933693262203092992?c=39546741839462401

災害が起きても緊急の予算や条例を審議できるようにするため、都道府県議会の半数超に当たる 26 道府県議会が業務継続計画（BCP）を策定していることが 20 日、分かった。東日本大震災で議会が機能不全に陥ったことなどを教訓として、2014 年以降に広がった。新型コロナウイルス流行を受け、感染症拡大時の対応を盛り込んだ例もあった。

議会版 BCP に共通の様式はなく、各地で想定される災害に応じて内容を決める。一般的には（1）議員の安否確認（2）議会棟の被害把握（3）本会議や委員会の開催判断（4）復旧・復興に向けた対策会議設置―など、段階ごとに具体的な対応方法を定めている。

Cf.　BCP：Business Continuity Planning、業務継続計画

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 8 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27501.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月 21 日版）

＜厚生労働省　2022 年 8 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27502.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bJqK8cquU6JL0BY

◇マスコミ報道　見出し

・国内感染、２５万３２６５人　過去３番目の多さ―新型コロナ
＜時事ドットコム　2022 年 8 月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082000345&g=soc
・コロナ感染、3 日連続 25 万人超　5 県で最多更新、死者は 254 人
＜共同通信　2022 年 8 月 20 日＞　https://nordot.app/933676271971024896?c=39546741839462401
・日本のコロナ感染者累計が世界 10 位に
＜共同通信　2022 年 8 月 20 日＞　https://nordot.app/933688338699337728?c=39546741839462401
・コロナ自宅療養者、減少に転じる　142 万人、厚労省発表
＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933333736002224128?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=AeRb0j2OOHeothWTY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bJqK8cquU6JL4BY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・3 回接種で発症リスク半減　ワクチン BA・5 にも効果
＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933306932828127232?c=39546741839462401
　国内で新型コロナウイルスワクチンを 3 回接種した人は接種していない人に比べ、オミクロン株の派生型「BA・5」に感染して発症するリスクが 54～65％減少するとの分析結果を国立感染症研究所が 19 日までにまとめた。2 回接種から時間が経過すると有効性は下がったが、3 回目の追加接種で上昇することが確かめられた。
　季節性インフルエンザワクチンでは 40～60％程度とされ、免疫から逃れる性質を持つとされる BA・5 でもほぼ同じ水準となった。感染研の鈴木基・感染症疫学センター長は「追加接種をすれば高い効果が得られる。まだ 3 回目接種をしていない人は受けてほしい」としている。

・厚労相、5 類でワクチン有料化も　感染者の全数把握見直しも急ぐ
＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933176949836382208?c=39546741839462401
・5 類引き下げでワクチン有料化の可能性も
＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933196666986594304?c=39546741839462401
****

[3] 下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 62 号）

　　[官報]　令和 4 年 8 月 19 日　号外　第 179 号　6～7 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220819/20220819g00179/20220819g001790006f.html

○国土交通省令第 62 号

　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の施行及び下水道法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百四十八号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

　　令和 4 年 8 月 19 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

　　下水道法施行規則の一部を改正する省令

　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（流域別下水道整備総合計画の記載方法等） **第一条**　下水道法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。	（流域別下水道整備総合計画の記載方法等） **第一条**　下水道法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。
（流域別下水道整備総合計画の作成方法） **第一条の二**　法第二条の二第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。 一～五　（略）	（流域別下水道整備総合計画の作成方法） **第一条の二**　法第二条の二第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。 一～五　（略）
（流域別下水道整備総合計画の届出） **第二条**　都府県は、法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、届出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして次に掲げる事項（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに隴る。）を記載した書類及び予定処理区（流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができることとされている地域をいう。）を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～九　（略） ２　都府県は、法第二条の二第十項の規定により同条第五項に規定する事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに隴る。）を添付しなければならない。 一・二　（略）	（流域別下水道整備総合計画の届出） **第二条**　都府県は、法第二条の二第七項（同条第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により流域別下水道整備総合計画の協議の申し出ようとするときは、申出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類（流域別下水道整備総合計画の変更の協議の申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）並びに次に掲げる事項（流域別下水道整備総合計画の変更の協議の申し出ようとするときは、その変更に係るものに隴る。）を記載した書類及び予定処理区（流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができることとされている地域をいう。）を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～九　（略） ２　都府県は、法第二条の二第七項の規定により同条第五項に規定する事項が記載された流域別下水道整備総合計画の協議の申し出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更の協議の申し出ようとするときは、その変更に係るものに隴る。）を添付しなければならない。 一・二　（略）
（主要な管渠等） **第三条**　下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第一号及び第二号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分か開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。 ２　令第五条の二第一号に規定する国土交通省令で定	（主要な管渠等） **第三条**　下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分か開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。 ２　令第五条の二第二号に規定する国土交通省令で定

めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。	めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。
（権限の委任）	（権限の委任）
第二十三条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。	**第二十三条**　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一　法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）。	一　法第二条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に協議すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）。
二～七　　（略）	二～七　　（略）
様式第二（第四条関係）	様式第二（第四条関係）
（表紙）	（表紙）
（略）	（略）
（第１表）	（第１表）
（略）	（略）
（第２表）	（第２表）
（略）	（略）
（第３表）	（第３表）
（略）	（略）
備考	備考
１　（略）	１　（略）
２　［主要な吐口］とは、令第５条の２第１号の吐口をいう。	２　［主要な吐口］とは、令第５条の２第２号の吐口をいう。
３～５　（略）	３～５　（略）
（第４表）	（第４表）
（略）	（略）
（第５表）	（第５表）
（略）	（略）
（第６表）	（第６表）
（略）	（略）
（第７表）	（第７表）
（略）	（略）
備考	備考
１　（略）	１　（略）
２　［主要な貯蔵施設］とは、令第５条の２第２号	２　［主要な貯蔵施設］とは、令第５条の２第３号

の吐口をいう。 様式第三（第四条関係） （表紙） （略） （第１表） （略） （第２表） （略） （第３表） （略） 備考 １　（略） ２　［主要な吐口］とは、令第５条の２第１号の吐口をいう。 ３～５　（略） （第４表） （略） （第５表） （略） （第６表） （略） （第７表） （略） 備考 １　（略） ２　［主要な吐口］とは、令第５条の２第 2 号の吐口をいう。	の吐口をいう。 様式第三（第四条関係） （表紙） （略） （第１表） （略） （第２表） （略） （第３表） （略） 備考 １　（略） ２　［主要な吐口］とは、令第５条の２第２号の吐口をいう。 ３～５　（略） （第４表） （略） （第５表） （略） （第６表） （略） （第７表） （略） 備考 １　（略） ２　［主要な吐口］とは、令第５条の２第３号の吐口をいう。

附　則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

****

[4] ***健康安全***

◇NZ「たばこのない国」へ　子ども生涯喫煙禁止の法改正案

＜共同通信　2022 年 8 月 20 日＞　https://nordot.app/933521972776910848?c=39546741839462401

ニュージーランドのアーダン政権は、2009 年以降に生まれた子どもが生涯にわたり、たばこを吸えなくするための法改正案を国会に提出した。賛成多数で年内に可決、成立する公算が大きい。現行法では 18 歳から喫煙可能だが、合法的に喫煙できる世代が次第に寿命を迎え減少し、やがて「たばこのない国」が誕生すると見込む。加熱式たばこや電子たばこは一定の規制の下で当面は容認する。

同様の取り組みは、米国やフィリピンの一部自治体で行われた例があるが、国家レベルでの導入は世界で初めてとなる。

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇特別用途食品の表示許可について

＜消費者庁　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029722/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20220819_03.pdf

特別用途食品の表示許可された食品：

えん下困難者用食品　アイソカル ゼリー ハイカロ リー スイートポテト味　ネスレ日本株式会社

****

[6] ***廃棄物関係***

◇廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可（令和３年）について

＜環境省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00428.html

１．　環境省では、毎年「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物の輸出入の実施状況について集計を行っております。今般、令和３年１月から同年 12 月までの状況について取りまとめましたので公表します。

２．　令和３年１月から同年 12 月までの間に、廃棄物処理法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された廃棄物の量は、866,754 トン（令和２年は 872,318 トン）であり、我が国に輸入された廃棄物の量は、2,568 トン（令和２年は 3,280 トン）でした。

■　制度の概要

廃棄物処理法では、廃棄物を輸出しようとする者は、同法第 10 条第１項又は第 15 条の４の７第１項の規定に基づき、環境大臣による輸出の確認を受ける必要があり、同法施行規則第６条の 28 第１項又は第 12 条の 12 の 26 第１項の規定に基づき、環境大臣に輸出量等を報告することとされています。

一方、廃棄物を輸入しようとする者は、廃棄物処理法第 15 条の４の５第１項の規定に基づき、環境大臣による輸入の許可を受ける必要があり、同法施行規則第 12 条の 12 の 21 第１項の規定に基づき、輸入量等を環境大臣へ報告することとされています。

これら廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入の実施状況については、毎年取りまとめて公表することとしており、今般、令和３年１月から同年 12 月の状況について取りまとめました。

■　令和３年における廃棄物の輸出の状況

（１）廃棄物の輸出報告のあった品目は、ほぼ全て石炭灰で、輸出の相手国・地域は韓国、香港、フィリピン等であり、全てセメント製造における粘土代替原料又は混和材としての利用を目的とするものでした。

（２）環境大臣が輸出確認を行った廃棄物の輸出は 44 件（注１）で、その輸出確認量は 3,828,330 トンでした。（令和２年は 42 件、4,124,730 トン）。また、輸出確認を得た廃棄物のうち、実際に輸出され処分が完了したものとして報告された量は 866,754 トンでした（注２）（令和２年は 872,318 トン）。なお、分析試験目的での輸出確認量は４キログラムでした。

（３）廃棄物の輸出確認制度施行以降の輸出確認及び輸出報告量の推移は、別添１のとおりです。

■　令和３年における廃棄物の輸入の状況

（１）廃棄物の輸入報告のあった品目は廃乾電池、水銀含有汚泥等で、輸入の相手国・地域はタイ、インドネシア等であり、ほぼ全て資源回収を目的とするものでした。

（２）環境大臣が輸入許可を行った廃棄物の輸入は２件（注３）で、その輸入許可量は 200 トンでした（令和２年は６件、9,342 トン）。また、輸入許可を得た廃棄物のうち、実際に輸入され処分が終了したものとして報告された量は 2,568 トンでした（注４）（令和２年は 3,280 トン）。

なお、分析試験目的での輸入確認量は 0.8 キログラムでした。

（３）廃棄物の輸入許可制度施行以降の輸入許可及び輸入報告量の推移は、別添２のとおりです。

■　令和３年における廃棄物処理法に基づく行政処分の状況

廃棄物処理法第 18 条第２項に基づく報告徴収及び同法第 19 条の５第１項又は第 19 条の６第１項に基づく措置命令（廃棄物の輸出入に係るものに限る。）の実施件数は次のとおりでした。

○　報告徴収件数　０件（０件）

○　措置命令発出件数　０件（０件）

※（　）内は令和２年実績

(参考：一覧表)

我が国からの輸出について	我が国への輸入について

輸出 確認 （注１、注５）	44 件 (42)	3,828,330 トン (4,124,730)	輸入 許可 （注３、注５）	２件 （６）	200 トン (9,342)
輸出 報告量 （注２、注６）	866,754 トン (872,318)		輸入 報告量 （注４、注６）	2,568 トン (3,280)	

（　）内は、令和２年実績

注５： 輸出確認証又は輸入許可証の返却があったものを除きます。

注６： 令和３年以前に輸出確認又は輸入許可を得て、令和３年に輸出入報告が行われたものを含みます。

以上

添付資料

別添1_廃掃法輸出確認量、輸出確認件数及び輸出報告量の推移

https://www.env.go.jp/content/000063438.pdf

別添2_廃掃法輸入許可量、輸入許可件数及び輸入報告量の推移

https://www.env.go.jp/content/000063439.pdf

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（令和３年）について

＜環境省　2022 年８月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00426.html

１．環境省及び経済産業省では、毎年「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の施行状況について集計を行っております。今般、令和３年１月から 12 月までの状況について取りまとめましたので公表します。

２．令和３年１月から 12 月までの間に、バーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の総量は、95,386 トン（令和２年は 146,089 トン）であり、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の総量は、1,776 トン（令和２年は 1,601 トン）でした。

■　制度の概要

バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、同法第４条第１項の規定に基づき「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という。）第 48 条第３項の規定による経済産業大臣の輸出承認を受ける必要があります。環境大臣は、輸出承認に先立ち、バーゼル法第４条第３項の規定に基づき環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかの確認を行っています（注１）。また、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、バーゼル法第６条第１項の規定に基づき、輸出移動書類を携帯する必要があります。

一方、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、バーゼル法第８条第１項の規定に基づき外為法第 52 条の規定による経済産業大臣の輸入承認を受ける必要があります。その際に、環境大臣は、バーゼル法第８条第２項の規定に基づき環境の汚染を防止するために必要がある場合は意見を述べることができることとなっています。また、輸入された特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、バーゼル法第 10 条第１項の規定に基づき、輸入移動書類を携帯する必要があります。

これらバーゼル法の施行状況については、毎年取りまとめて公表することとしており、今般、令和３年１月から 12 月の施行状況について取りまとめました。

■　令和３年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

（１）特定有害廃棄物等の輸出において、移動書類を交付した案件の主な品目は、石炭灰、亜鉛くずで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸出先は、韓国、フィリピンでした。

（２）輸出の状況について、輸出手続の段階別に整理すると以下のとおりです。

①　輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行った特定有害廃棄物等は 43 件で、その輸出予定量は、402,661 トン（令和２年は、31 件、425,710 トン）でした。

②　相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行った特定有害廃棄物等は 41 件（注２）で、その総量は 417,366 トン（令和２年は、27 件、377,553 トン）でした。

③　輸出の承認を得た特定有害廃棄物等のうち、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは、326 件（注３、注４）で、その総量は、95,386 トン（令和２年は、220 件、146,089 トン）でした。

（３）バーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸出量（輸出移動書類に記入された量）及び輸出の件数（輸出移動書類の交付件数）の推移は別添１のとおりです。

■　令和３年における特定有害廃棄物等の輸入の状況

（１）特定有害廃棄物等の輸入において、移動書類を交付した案件の主な品目は、電子部品スクラップ、金属含有スラッジで、金属回収など再生利用を目的とするものでした。また、主な輸入元は、フィリピン、台湾、タイでした。

（２）輸入の状況について、輸入手続の段階別に整理すると以下のとおりです。

① 相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領した特定有害廃棄物等は 62 件で、その輸入予定量は 23,357 トン（令和２年は、128 件、72,112 トン）でした。

② 輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行った特定有害廃棄物等は 27 件（注５）で、その総量は、10,940 トン（令和２年は、88 件、54,563 トン）でした。

③ 輸入の承認を得た特定有害廃棄物等のうち、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは 73 件（注３、注６、注７）で、その総量は、1,776 トン（注７）（令和２年は、106 件（注７）、1,601 トン（注７））でした。

（３）バーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸入量（輸入移動書類に記入された量）及び輸入の件数（輸入移動書類の交付件数）の推移は別添２のとおりです。

■　令和３年におけるバーゼル法に基づく行政処分等の状況

バーゼル法第 18 条に基づく報告徴収及び第 17 条に基づく措置命令の実施件数は次のとおりでした。

○　報告徴収件数　０件（０件）

○　措置命令発出件数　０件（０件）

※（　）内は、令和２年実績

なお、輸出先国からバーゼル条約に基づく不法取引通報があった案件や、税関から不法輸出入の疑義貨物に係る通報があった案件等については、環境省及び経済産業省は税関と連携の上、必要に応じて貨物確認や輸出入業者へのヒアリング等を行い、法令に違反していることが判明した場合には法令に基づく処分や行政指導を行う等厳正に対処することとしています。

（参考：一覧表）

我が国からの輸出について			我が国への輸入について		
手続	件数	記載重量	手続	件数	記載重量
相手国への通告	43 件 (31)	402,661 トン (425,710)	相手国からの通告	62 件 (128)	23,357 トン (72,112)

輸出の承認 （注２）	41 件 (27)	417,366 トン (377,553)	輸入の承認 （注５）	27 件 (88)	10,940 トン (54,563)
輸出移動書類の交付（注３、注４）	326 件 (220)	95,386 トン (146,089)	輸入移動書類の交付（注３、注６）	73 件 (106)	1,776 トン (1,601)

（　）内は、令和２年実績

注１：「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則」第１条で定める地域を仕向地とする同施行規則第２条で定める特定有害廃棄物等の輸出の場合に限ります。

注２： 令和３年に輸出承認を行ったものであり、令和２年以前に事前通告を行ったものを含みます。

注３： 一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しません。

注４：令和３年に輸出移動書類の交付を行ったものであり、令和２年以前に輸出の承認を行ったものを含みます。

注５： 令和３年に事前通告を受領したものであり、令和２年以前に事前通告を受領したものを含みます。

注６： 令和３年に輸入移動書類の交付を行ったものであり、令和２年以前に輸入承認を行ったものを含みます。

注７： 令和元年及び２年の報道発表は、相手国への通告及び輸出の承認、並びに相手国からの通告及び輸入の承認の件数及び記載重量は、抽出対象を発表対象年以前も含む方式としていましたが、本年の発表からは、発表対象年のみとする従来の抽出方式に変更しています。

以上

添付資料

別添１_特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

https://www.env.go.jp/content/000063430.pdf

別添２_特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

https://www.env.go.jp/content/000063431.pdf

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇中小企業の温室効果ガス削減目標に向けた脱炭素経営促進モデル事業の公募について

＜環境省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00431.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の公募採択事業について

＜環境省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00438.html

---

◇電子処方箋のモデル事業を実施する４地域を選定しました

＜厚生労働省　2022 年 8 月 19 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaJ609c6qV6ZMJBY

令和５年１月の電子処方箋の運用開始に向けて、運用プロセスの検証や課題整理等を行うため、今般、本年 10 月末から開始するモデル事業を実施する地域を選定しました。

モデル事業では、対象地域において電子処方箋を先行して導入・運用することで、システムや運用面の検証を行うとともに、課題や先進的な取組事例等を収集することとしており、本事業を通じて、電子処方箋の更なる活用方策についてとりまとめる予定です。

今後、地元関係者の皆様のご理解・ご協力を得ながら、電子処方箋の導入意欲が特に高い医療機関や薬局とともに、準備を進めてまいります。

・山形県酒田地域　・福島県須賀川地域　・千葉県旭地域　　・広島県安佐地域

[調査結果]

◇令和３年度「マスク等国内生産・輸入実態把握調査」の結果を公表します

＜厚生労働省　2022 年８月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9ZpCA-8CkWahCGhY

[統計資料]

◇国土交通省における「建設工事受注動態統計調査」の遡及改定結果がセーフティネット保証５号に与えた影響について

＜経済産業省　2022 年８月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220819004/20220819004.html?from=mj

---

◇デジタル化応援隊事業に関する不正調査を実施しました

＜経済産業省　2022 年８月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220819003/20220819003.html?from=mj

****

[8] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・令和４年度第２回　中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の開催について　　８月 26 日

＜環境省　2022 年８月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00424.html

（１）　石綿健康被害救済制度の施行状況について

（２）　ヒアリング

（３）　その他

・光化学オキシダント健康影響評価検討会（第３回）の開催について　　８月 25 日

＜環境省　2022 年８月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00422.html

（１）　光化学オキシダントの化学組成、生成機構、大気中動態及び体内動態について

（２）　短期呼吸器影響に関する疫学研究知見の整理結果

（３）　短期呼吸器影響に関する人志願者実験知見の整理結果

・第１回鉱山災害防止対策研究会　　９月１日

＜経済産業省　2022 年８月 19 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46947

1. 鉱業労働災害防止計画　「第１３次計画」の実施状況及び「第１４次計画」の策定方針について

・海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会（第 13 回）　　８月 31 日

＜経済産業省　2022 年８月 19 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46966

1. TeCOT 利用状況・実績について

TeCOT：Testing Center for Overseas Travelers、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター

[開催記録、報告、資料等]

・令和４年８月５日　第 82 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第８回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　８月５日

＜厚生労働省　2022 年８月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t1LtjIs4jsEeAJwlY

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　８月５日

＜厚生労働省　2022 年８月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W74BYGfUYi3y7HHJY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（２）HPV ワクチンの安全性について

（３）その他

****

[9] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・オランダからの生きた家きん等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220819_2.html

・ベルギーからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220819_1.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220819.html

---

◇***その他***

・大学生、内定率 87.8%　採用意欲高まり前年比増

＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/933234990286307328?c=39546741839462401

就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートは 19 日、2023 年卒業予定大学生の 8 月 1 日時点の就職内定率が 87.8%だったと発表した。前年比で 2.5 ポイント増。新型コロナウイルス禍からの需要回復で企業の採用意欲が高まる中、複数内定を得る学生が増加。企業側は辞退に備えた引き留めや追加募集など対策が求められている。

2 社以上の企業から内定を得た学生は 63.2%だった。内定を辞退した経験がある学生は 61.2%に上り、いずれも 2 年連続で増えている。

内定を得た企業を業種別では情報通信業が 27.1%と最多。

今月 1～3 日に大学生 1174 人から得た回答を集計した。

・学校支援スタッフ、大幅増へ　教員負担減、授業に注力―文科省

＜時事ドットコム　2022 年 8 月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022082000125&g=soc

文部科学省は、教員の働き方改革を進めるため、公立小中学校で教員をサポートする人材の増員を目指す。電話対応など事務作業を担う「教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）」の人件費を、２０２３年度予算概算要求で倍増も視野に大幅増額を求める方針だ。分業を進め、教員が授業や教材研究に注力できるようにする。

業務支援員は、プリントの準備や採点、電話対応、新型コロナウイルス対策の消毒作業などを行う。教員免許は不要で、国が人件費の３分の１を支払い、残りを都道府県や政令市が負担する。

２２年度当初予算では１万６５０人分に当たる４５億円を計上。文科省によると公立小中学校は全国に約２万７０００校あり、１５学級以上ある学校で１校につき１人配置できる計算だ。仮に同年度予算を倍増した場合、複数学年を同じ学級で教えるような過疎地の小規模校を除き、全校に１人配置できるようになるという。

また同省は、チームティーチング（ＴＴ）や習熟度別学習などの授業で教員を手伝う「学習指導員」の人件費も増額要求する方向で検討している。同省幹部は「支援員、指導員ともに現場の評判が良く、増やしてほしいという声が強い」と説明。具体的な増額幅は月内に詰める。

１６年度の同省調査では、中学校教員は勤務時間外に１カ月当たり平均約８１時間拘束されている。長時間労働が常態化し、「本来業務でない仕事に忙殺される」といった訴えが現場から出ている。永岡桂子文科相も１５日の記者会見で「教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備する」と述べた。

――――――――――

・「男女格差」で先進国から取り残される日本、ジェンダー・ギャップ指数を詳しく見て分かったこと　世界ランク１４６カ国中１１６位の足元事情

＜共同通信　2022 年 8 月 19 日＞　https://nordot.app/928216655193358336?c=39546741839462401

スイスのシンクタンク「世界経済フォーラム」が、各国の男女平等の実現度をランク付けした、今年の「ジェンダー・ギャップ報告」を発表した。日本は１４６カ国中１１６位。前年の１２０位、前々年の１２１位からは順位を上げたものの、低順位の「常連」になっている。

ランキングは政治、経済、教育、健康の四つの分野で算出される。性差によって生まれる格差、不平等を、指数にして可視化したものだ。指数が１になれば「完全平等」で、０に近いほど男女の格差が大きいことを意味する。

１１６位は４分野の結果を総合した順位で、先進７カ国（Ｇ７）、東アジア太平洋地域諸国のいずれでも最下位だ。日本は特に政治、経済両面での女性の進出が依然として低調。分野別に現状を探るとともに、先進的に取り組む他国の例も紹介する。

********** 以上 **********